

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

#### 奈良県人事委員会規則第四号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「四時間」を「二時間」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。